

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

* [回答]：（知多北部広域連合が東海市で回答）は東海市で回答しています。なお、知多北部広域連合は東浦町会場には出席していません。

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答] 今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

[回答] 本町は、住民にとって必要な施策を実施しており今後も同様です。財源を確保することが重要ですので、様々な機会を通じて要望していきたいと考えております。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

[回答] 現在のところ、導入は考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

[回答] （知多北部広域連合が東海市で回答）

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

[回答] （知多北部広域連合が東海市で回答）

同上

- ③ 新基準による要介護認定について

ア.10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

[回答] （知多北部広域連合が東海市で回答）

10月からの見直しに伴い、認定調査時において、調査員が本人・家族からより細かく内容を聞き取り、認定の判定に反映できるよう研修会を通じレベルアップすることに努めます。

イ.要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

各市町介護保険担当課・各包括支援センター及び居宅介護支援事業所に当広域連合の「介護保険利用ガイド」を配布しております。窓口等で介護保険についてのご相談の際には、利用ガイドでご説明しあげております。尚、保険料の説明を中心とした介護保険制度のパンフレットについては、65歳以上の方に送付いたしております。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

8月24日厚生労働省主催による説明会が行われ広域連合管内の事業所が多数参加されました。また、その他、審査会委員・各包括支援センター等改正についての資料を提供しております。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も県と調整中です。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

[回答] 平成21年度に1食640円から650円としましたが、個人負担額は変更せず300円としました。なお、配食サービスは、毎日1回（夕食）の配食を実施しております。また、会食（ふれあい）方式は、社会福祉協議会で年3回実施しております。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

[回答] 町運行バスは刈谷駅南口、あいち健康プラザ、長寿医療センター及び町内一円を4路線で巡回しております。その利用料は、1回100円です。

(平成20年10月から4路線、刈谷駅南口乗り入れ)

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

[回答] 宅老所事業を1か所、サロン事業は町内10か所で行っております。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象となります。

特別障害者については、すでに実施済みです。

② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

[回答] (知多北部広域連合が東海市で回答)

すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています

2. 高齢者医療などの充実について

① 後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

[回答] 現状、ひとり暮らし非課税者を町単独事業として対象としています。非課税世帯の医療費助成について町単独事業として実施することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われます。

② 70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

[回答] 現時点では考えておりません。

③ 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

[回答] 保険料滞納者につきましては、納付資力がありながら、保険料をお支払いいただけない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、通常の保険証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。

④ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成

制度を適用してください。

[回答] 現状、愛知県では65歳から74歳で長寿医療制度の対象となる障がいを持っている方については、長寿医療制度に加入した場合に助成対象となります。後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者を町単独事業として助成することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われます。

⑤ 肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

[回答] 肺炎球菌ワクチンは一生に1回の接種しか日本では認められていませんが、その免疫効果は5年から8年ほどしか持続しません。また、肺炎球菌予防接種は予防接種法に基づくものではなく、任意の予防接種であるため健康被害が生じた場合には、国の救済制度の給付対象にはならないことから、現時点での公費助成の実施は考えておりません。

3. 子育て支援について

① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

[回答] 小学生の入通院医療費助成制度を現物給付で実施しています。平成22年1月からは中学校卒業までに拡大して実施する予定です。

② 妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。 超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

[回答] 今年度より妊産婦の無料健診は、産前10回をさらに4回増やし、14回としました。

産後は、1回実施しており、超音波については1回で35歳以上を対象としております。超音波検査の回数及び年齢制限は、今後、県下の動向を見て検討してまいります。

③ ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

[回答] ヒブワクチンの予防接種は予防接種法に基づくものでなく、任意の予防接種であるため接種後の副反応による健康被害が生じた場合に、国の救済制度の給付対象にならないことから、現時点での公費助成の実施は考えておりません。

④ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

[回答] 東浦町の現状は、生活保護基準の1.3倍をすでに超えています。また、申請の受付についても、実施済みです。

4. 国保の改善について

① 保険料（税）について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答] 保険税は、医療費の支払額に応じて決まります。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

一般会計からの繰入金は、国民健康保険に関わりのない方の税金も含まれております、必要最小限の繰入れとしております。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

[回答] 就学前の子どもの均等割を廃止した場合の対象者は、約460人で12,098千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となります、就学前の子どもが医療機関にかかり、療養給付費が発生することを考慮しますと、均等割りの負担は、やむを得ないと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

[回答] 国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合は、均等割・平等割で7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象となります。生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても、一定の配慮がなされていると考えております。したがって、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を基準とした新たな減免制度を設けることは考えていません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

[回答] 減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円に、所得500万円を給与収入で換算すると688万円程となります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、この基準に改正することは考えていません。

② 保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

[回答] 資格証明書の発行については、特別な事情がないにもかかわらず、納税や納税相談に応じない滞納世帯に対し交付する考えです。

ゆえに、福祉医療対象世帯や家族に病人の方がおり、納付困難な世帯と判断している世帯へは発行していません。

イ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

[回答] 分納を実施している世帯は、資格証明書の対象とはせず、正規の保険証を交付しております。

ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

[回答] 納税相談による世帯における生計状況など生活実態の把握につとめ、必要な場合は、福祉関係部署や生活相談部署とも連携をするなど、各世帯に応じた納税指導をしています。

③ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

[回答] 東浦町の減免制度の基準は、次のとおりで1.3倍以下の世帯に対応しております。平均月収額が基準生活費の110%以下の場合：一部負担金の100%、平均月収額が基準生活費の110%を超え120%以下の場合：一部負担金の50%、平均月収額が基準生活費の120%を超え130%以下の場合：一部負担金の徴収猶予、また一部負担金の減免制度の周知につきましては町広報で掲載しております。

5. 障がい者施策の充実について

① 障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

[回答] 現在のところ、国の示す負担軽減措置以上に町独自の軽減措置を行う予定はございません。

② 市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。

[回答] 現在のところ、国の示す負担軽減措置以上に利用料の廃止・減免等を行う予定はございません。

③ 親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

[回答] 国・県の事業補助の他に町単独での補助を行う予定は、現在のところございません。

6. 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

[回答] 特定健診については、自己負担はありません。

歯周疾患検診・肺がん検診についても、自己負担はありません。

肺がん検診を除いた各種がん検診は、2・3割程度の自己負担をいただいております。限られた予算の中で事業を実施しておりますので、自己負担については、今後ともお願ひしていくことになります。なお、国民健康保険加入者、70歳以上の方、非課税世帯、生活保護世帯の方及び65歳～69歳の長寿医療保険加入者については、自己負担はありません。

特定健診につきましては、個別医療機関委託で、実施期間は、2ヶ月（6月・

7月)として実施しました。また、歯周疾患検診は個別医療機関委託で、実施期間は、3ヶ月(9月・10月・11月)です。各種がん検診につきましては、集団検診で実施しておりますが、各検診ともおおむね年18回ほど実施しております。また、胃がん検診については、個別医療機関委託で通年でも受けられます。

特定健診につきましては、医師会と協議して実施しましたが、今後の実施期間等については、検討してまいります。

② 40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

[回答] 每年40歳未満の住民に対して成人健康検査として、血液検査8項目貧血検査、尿検査を無料で実施しています。

③ 歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

[回答] 歯周疾患検診については、対象を35・40・45・50・55・60・65・70・75歳の節目とし、年1回の検診を無料で実施しております。

毎年無料健診については、現時点では考えておりません。

7. 生活保護について

① 憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

[回答] 法の精神に基づき適正に申請を受け付けます。保護の開始は、実施機関である知多福祉事務所が生活保護法第24条の定めに従って支給します。

② 愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

[回答] 通知文の主旨に従います。

③ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

[回答] 今後の状況も踏まえて検討します。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①～⑧ 現時点では考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①～⑧ 現時点では考えておりません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①～④ 現時点では考えておりません。